

入籍予定の当事者双方（★必要に応じて立会人一人も含めて★）の領事との面接。  
（上記書類提出後、15日間の公示の期間を経て、アポイントをとり、指定された日時に一緒に出頭いただきます）。即ち、書類提出・審査後でなければ、アポイントの設定ができません。（面接当日には三者とも顔写真付の身分証明書：パスポート、もしくは日本人場合は運転免許証可：の持参必須）  
面接後、日本国内の市・区役所で外国人が要求される「婚姻具備証明書、独身証明書ともいう」を対訳で発行し、当日お渡します。

★ 婚姻予定のスペイン国籍の者は、過去2年間に居住した都市の人口が25,000人以上の場合、立会人一人の出頭も必要になります。出頭の際に、立会人の身分証明書の提示も必要です。日本人の場合、パスポート或いは運転免許証が有効です。写真のない身分証明書は認められないのでご了承下さい。

3) 日本の役所で入籍の手続きを行なう

「婚姻具備証明書」を提出する。

届出による入籍後「婚姻受理証明書」および「入籍済みの新たな戸籍謄本」を取得。

4) 当大使館・領事部で「婚姻届出」の手続きを行なう

手続きに際して要する書類 ① 婚姻受理証明書 1部 + スペイン語訳

② 入籍後の戸籍謄本 1部 + スペイン語訳

③ 大使館備え付けの婚姻済届出用紙 1部

HOJA DE DECLARACION DE MATRIMONIO

（面接当日に用紙をお渡します）

すべて記入の上、裏面に記入者の署名。

可能ならば、スペイン人の方はこの婚姻済届出の提出まで日本に滞在なさった方が良い。アポイントから届出提出まで、約2週間。

5) 「家族手帳（LIBRO DE FAMILIA）」の発行、発送。

6) 必要日数：約1～3ヶ月（必要書類提出後）

7) 尚、入籍後、スペイン国籍の者は、日本国内に居住地を定めた場合、管轄の日本の入国管理局において「日本人の配偶者査証」の手続きをとってください。

（注）領事との面会以前・以後に拘わらず、当大使館から、入籍予定者（スペイン人の方）の独身証明書（または、婚姻具備証明書）の発行を受けるためには、当大使館の掲示板に婚姻予定者双方の氏名を15日間の公示し、その婚姻に異議を申し立てる者の申立書を受け付ける期間を設ける。

規定の公示期間中にいかなる申し立ても成されなかった場合には、日本国内の市・区役所に提出するための「独身証明書」を発行します。

〒106-0032

東京都港区六本木1丁目3番地29号

在日スペイン大使館領事部

電話：03-3583-8531 fax：03-3582-8627

受付時間：平日午前 9:30-12:30、午後14:00-15:00

（土日祝日・閉館）

E-mail: emb.tokio.info@maec.es